



令和7年度  
再エネ導入拡大を見据えた  
系統用大規模蓄電池導入支援事業

事業説明会

クール・ネット東京

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター



# 目次

## 1. 事業概要

### 2-1. 助成対象要件

### 2-2. 助成対象事業者

### 2-3. 助成対象設備

### 2-4. 助成対象経費他

### 2-5. 助成率・助成上限額

### 3-1. 申請の方法

### 3-2. 申請に関する補足

## 4. 審査について

## 5. 前年度事業からの主な変更点

## 6. 質問について

## 7. お問い合わせについて

クール・ネット東京



# 1. 事業概要

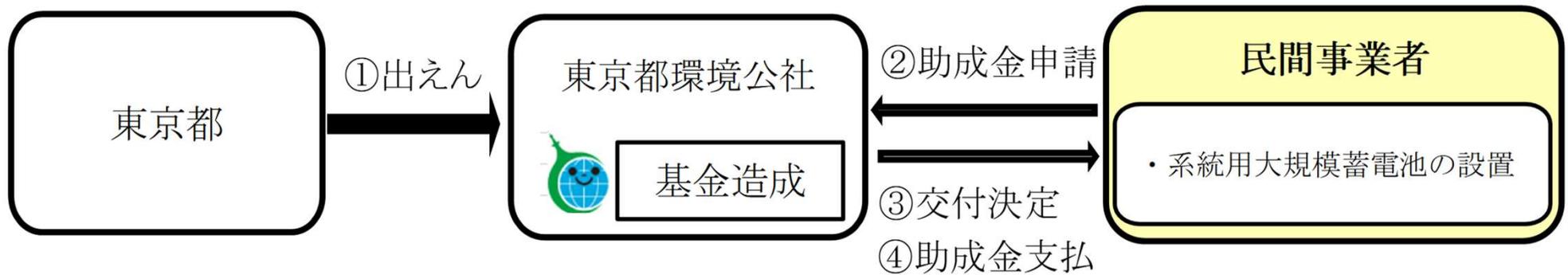
## 【目的】

都内を管轄する一般送配電事業者の供給区域内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入を推進することで、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献するとともに、電力市場を通じて調整力を供出することで、電力需要最適化の取組を後押しすること等を目的として行うものです。



# 1. 事業概要

## 【事業スキーム】



### ●都の出えん金による基金造成

東京都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

### ●基金を活用した助成事業

公社は基金を原資として、助成対象となる系統用大規模蓄電池を設置する事業者等に対して、その経費の一部を助成します。



# 1. 事業概要

## 【助成対象事業】

助成金の交付対象となる事業は、公社が定める要件に適合する**電力系統に直接接続する大規模蓄電池**を**東京電力管内**に設置し、各種電力市場での取引等を通じて、再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する事業とします。



# 1. 事業概要

## 【事業期間】

令和4年度から令和12年度まで

- ※ 助成金の申請は令和10年度まで実施します。
- ※ 募集は**予算の範囲内**で毎年度行います。

## 【予算額】

130億円(令和7年度)



## 2-1. 助成対象要件

### 【助成対象事業の主な要件①】

1. 電力系統に直接接続する大規模蓄電池を東京電力管内に設置し、下表に示すいずれかの各種電力市場での取引等を通じて、再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与できる事業であること。なお、**イ又はウでの取引は必須とする。**

|   | 取引等                            |
|---|--------------------------------|
| ア | 卸電力市場による取引                     |
| イ | 需給調整市場による取引※                   |
| ウ | 容量市場による取引※                     |
| エ | 相対契約による取引                      |
| オ | その他本助成金の目的に合致する取引等のうち、公社が認めるもの |

**いずれか参入必須**



## 2-1. 助成対象要件

### 【助成対象事業の主な要件②】

2. 交付申請時までには、都内を管轄する一般送配電事業者から**接続検討回答が得られている**事業であること。なお、一般送配電事業者の都合により接続検討の回答が遅れた場合（書類不備対応等により、接続検討申込の受付までに時間を要した結果、接続検討の回答を取得できる時期が後ろずれした場合を含む。）等であっても、交付申請時までには接続検討回答を得られていない場合には申請書類不備となり受付できないため、時間に余裕を持って準備すること。

3. 本助成金の交付対象となる設備を設置する場所において、許認可の取得及び住民説明会の実施等により地元住民等の十分な理解が得られる事業であること。



## 2-1. 助成対象要件

### 【助成対象事業の主な要件③】

4. 将来的に再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大を支えるべく、ビジネスモデルの収支構造が、根拠のある数値等をベースとしており、将来にわたってビジネスを継続できる見込みが示されている事業であること。
5. 各種電力市場取引等を行うビジネスモデルについて、**市場取引等に経験を持つ事業者**である等、実際に実行する体制が適切であること。



## 2-1. 助成対象要件

### 【助成対象事業の主な要件④】

6. 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、一般送配電事業者との協議等に基づいた適切な対策等を実施するものであること。
7. 都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。



## 2-2. 助成対象事業者

### 【主な要件】

都内に登記簿上の本店又は支店を有している法人であること。

※一般送配電事業者を除きます。

※国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

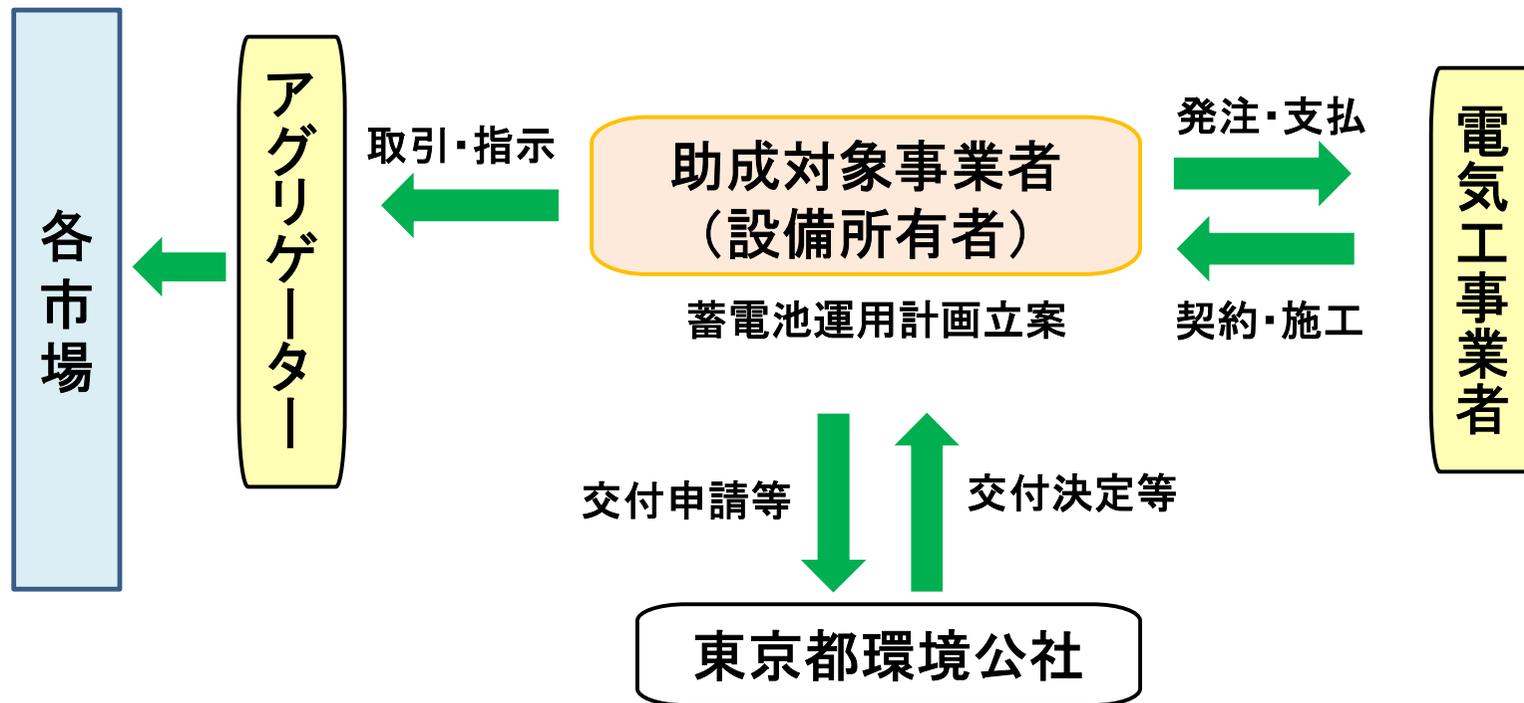
※助成対象事業者においては、国及び地方公共団体による出資又は出えん等の有無を問いません。



## 2-2. 助成対象事業者

主な申請スキーム例

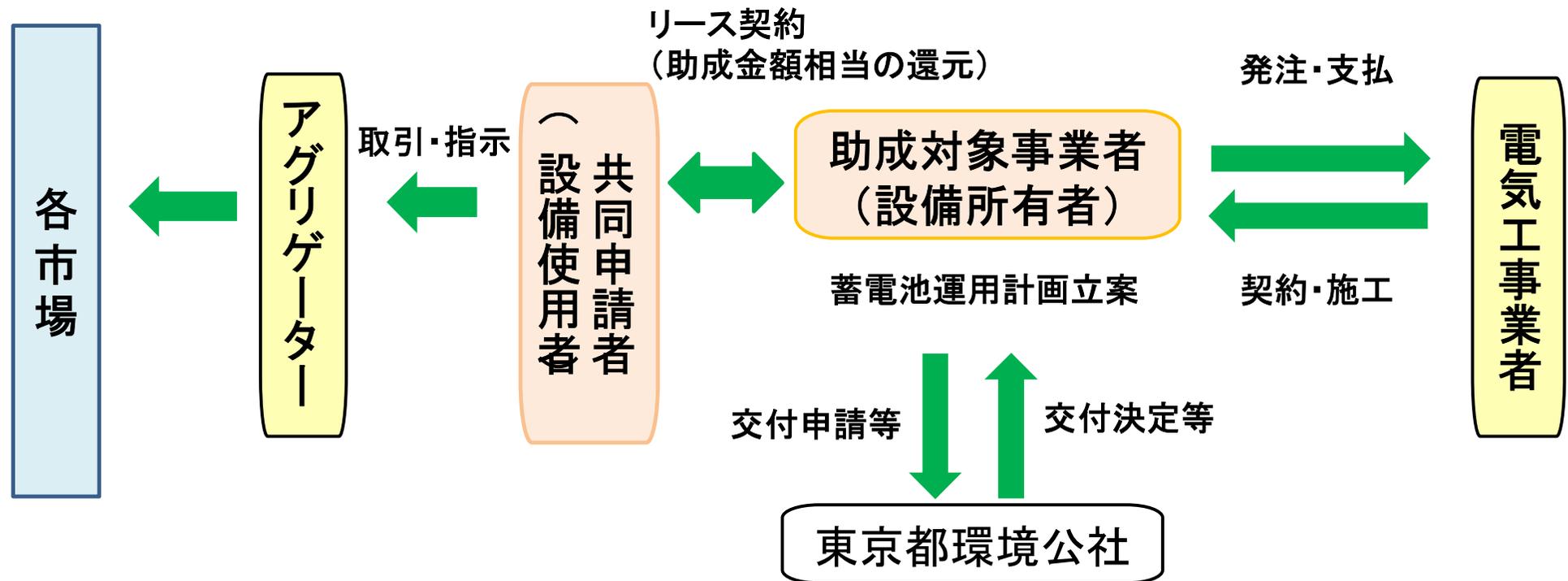
(1)「自己所有」





## 2-2. 助成対象事業者

### (2)「リース事業者所有」





## 2-2. 助成対象事業者

### リース契約とは？

契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができること。

イ 借主が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること。ただし、当事者間で合意の場合、この限りでない。



## 2-3. 助成対象設備

### 【共通事項】

- ① **東京電力管内の電力系統に直接接続**する設備であること。
- ② 特定の発電設備に付随し電力系統に接続する設備でないこと。
- ③ 電力系統側への**定格出力が1,000kW以上**の設備であること。ただし、電力系統側への定格出力が1,000kW未満であっても、電力系統からの引込線が同一の場所で、複数の蓄電システムを新規に設置する場合であり、当該複数設備の電力系統側への定格出力合計が1,000kW以上である場合、助成対象とする。
- ④ 未使用品であること(ただし、電動車の駆動用等に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムで未使用品であるものは助成対象とする。)



## 2-3. 助成対象設備

- ⑤次ページに定める蓄電システムの種別ごとの要件を満たすものであること。
- ⑥消防法等の各種法令に準拠した設備であること。
- ⑦防護及び保護装置について、蓄電システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の計画・設置及び消防法等にて要求される事項に準拠したものであること。
- ⑧使用上の情報について、蓄電システムに合わせた危険表示や安全表示、立ち入り禁止区画の表示等及び安全設計を行うことに加え、関係者の機能へのアクセスや教育訓練の機会の確保がなされているものであること。
- ⑨採用予定の蓄電システムのBMSのメーカー等について、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと、その他の開発供給の適切性が確保されていること。



## 2-3. 助成対象設備

### 【リチウムイオン】

類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等（JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書（モジュール以上））の提出が可能なものであること。なお、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等により当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明すること。また、提出時期等不明点に関しては事前に公社に連絡し、指示を仰ぐこと。

### 【NAS】

類焼に関する安全設計について、火災安全性能に対する第三者評価通知書等の提出が可能なものであること。



## 2-4. 助成対象経費他

### 【助成対象経費】

助成金の交付対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものであり、公社が必要かつ適切と認めたものとしします。

※ 助成対象事業を行うために**直接必要**であり、且つ、**最低限必要とする経費**を対象とします。



## 2-4. 助成対象経費他

### 【設計費】

助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費

|     | 助成対象経費 | 助成対象外経費 |
|-----|--------|---------|
| 設計費 | 実施設計費  | 基本設計費   |
|     |        | 事前調査費   |



## 2-4. 助成対象経費他

### 【設備費①】

助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）

|     | 助成対象経費                        | 助成対象外経費  |
|-----|-------------------------------|--|
| 設備費 | 蓄電池部（リチウムイオン、NAS、レドックスフロー、鉛等） | 電力会社等申請費用、建築確認   |
|     | 蓄電池部制御部分（BMS等）                | 系統受変電設備に関わる費用全て（昇圧変圧器、主変圧器、中間変圧・変電気等）、保護継電器、開閉器等所内設備および連系工事に係る費用 |
|     | 蓄電池用電力変換装置（パワーコンディショナー等）      |  |



## 2-4. 助成対象経費他

### 【設備費②】

|     | 助成対象経費  | 助成対象外経費                  |
|-----|---|--------------------------|
| 設備費 | 蓄電池システム制御装置（計測・表示装置、出力制御装置等、蓄電システムの付属設備であり、最低限必要不可欠なもの） | 過剰であるとみなされるもの、予備又は将来用のもの |
|     |   | 土地の取得及び賃借に係る費用           |
|     | 付帯設備（空調設備、筐体、分電盤、フェンス等）                                 | 中古品                      |



## 2-4. 助成対象経費他

### 【設備費③】

|     | 助成対象経費              | 助成対象外経費      |
|-----|---------------------|--------------|
| 設備費 | その他蓄電システムに必要な不可欠なもの | 消防システムに関わる費用 |



## 2-4. 助成対象経費他

### 【工事費①】

助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費

|     | 助成対象経費                  | 助成対象外経費                      |
|-----|-------------------------|------------------------------|
| 工事費 | 機械基礎工事費（ただし、必要最低限の工事のみ） | 左記の機械基礎以外の工事費（土地造成、整地、地盤改良等） |
|     | 据え付け等の工事費               | 既存構築物の撤去、移設、処分に係る費用、産廃処分費    |
|     | 配線ケーブル、配管等の材料費・工事費      | 植栽および外構工事費                   |
|     | 法令で義務付けられている工事費         | 仮設電源工事費（電源車、発電機等）            |



## 2-4. 助成対象経費他

### 【工事費②】

|     | 助成対象経費                            | 助成対象外経費   |
|-----|-----------------------------------|-----------|
| 工事費 | 機械設置に必要な足場の仮設費                    |           |
|     | 諸経費、一般・現場管理費、共通仮設費、法定福利費、機械損料、養生費 |           |
|     | 試運転調整費                            | 使用前自主検査費用 |
|     | 主任技術者立会試験費                        | 使用前自己確認費用 |



## 2-4. 助成対象経費他

### 【その他】

|     | 助成対象経費 | 助成対象外経費               |
|-----|--------|-----------------------|
| その他 |        | 消費税及び地方消費税            |
|     |        | 振込手数料                 |
|     |        | 各種保険、延長等標準外の保証費用、通信費用 |



## 2-4. 助成対象経費他

次の場合は、助成対象外と判断します。

- ① 公社が**交付決定をした日の前に契約締結**したものに係る経費
- ② 系統受変電設備に関わる費用(昇圧変圧器、主変圧器等)、保護継電器、開閉器等所内設備及び連系工事に関わる費用、消防システムに関わる費用
- ③ 消費税及び地方消費税
- ④ **金融機関に対する振込手数料**  
※ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。



## 2-4. 助成対象経費他

⑤ **過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの**（ただし、ヒューズ類や分電盤等の将来用スペースは除く）又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費。

※分電盤等に将来用の配線用遮断器を実装することは認められません。

⑥ 本事業以外で**都の資金を原資とした助成金を受給した又は今後受領する予定のある経費**

※都、公社又は区市町村が実施する都の資金を原資とした助成金で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併給できません。



## 2-4. 助成対象経費他

### ⚠ 注意

- ※ 助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者及び共同申請者の**自社又は資本関係にある会社からの調達分(工事を含む)**がある場合は、**利益等排除を行った経費**が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益控除を行います。
- ※ リース使用者が本助成金の利益を受けられるようにリース契約においては、使用料金から助成金相当分を減額してください。なお、リース事業者とリース使用者の間で、減額が不要であることが合意されていれば、減額は不要です。
- ※ 本助成金額に**千円未満の端数**が生じたときは、これを**切り捨てるもの**とします。



## 2-4. 助成対象経費他

### 【契約等】

(1) 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取又はその他の方法により、競争に付さなければならないこととし、**最安の見積書を提示した業者と契約を締結するもの**とします。

交付申請時には、競争による見積を徴取した根拠として、**2社以上**の見積を提出する必要があります。

ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合は、この限りではありません。

なお、競争に付さない場合は、発注先の選定理由を記載した書類を提出してください。発注先の選定理由が妥当であるかを公社にて審査します。



## 2-4. 助成対象経費他

(2)助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの**実施内容及び金額等が明確に確認できる**ようにしてください(助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。)



## 2-5. 助成率・助成上限額

### 【助成率・助成上限額】

| 助成率   | 上限額  |
|---|------|
| ①【 <b>電動車の駆動用</b> に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システム以外の場合】<br>・助成対象経費に助成率(2/3)を乗じて得た額<br>※国等の補助金等と併給する場合であっても、合計2/3以内 | 20億円 |
| ②【 <b>電動車の駆動用</b> に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合】<br>・助成対象経費に助成率(3/4)を乗じて得た額<br>※国等の補助金等と併給する場合であっても、合計3/4以内   |      |

※国等の補助金と併給する場合、  
{助成対象経費 × (2/3又は3/4)} - 国等補助金 となります。



## 2-5. 助成率・助成上限額

※1 本助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

※2 1つの蓄電システム内に電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用したもの(リユース部品)と未使用品を併用する場合は、それぞれの蓄電容量(kWh〔定格容量〕)を基に助成対象経費を按分する。併用を検討している事業については、交付申請時に想定される併用率を記載の上助成対象経費を按分すること。なお実績報告時には実際の導入設備の併用率で按分すること(助成対象経費が増額となる事態が発生しても、助成額は交付決定金額を上限とする。)。またリユース部品を使用した場合は、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールが2次利用されたものであることを証明する証憑等が必要となることに留意すること。



## 3-1. 申請の方法

### 【令和7年度交付申請期間】

**令和7年9月1日～令和7年9月30日 17:00 必着**

- ・申請期間内に受理された申請書類が審査対象となります。
- ・申請期間を過ぎた後に到着した申請書類は、受理できませんのでご注意ください。
- ・受理とは、申請書類に有効な添付書類が全て添付されており、審査できる内容であることを公社が確認することです。添付書類に不備がある場合は受理不可となります。
- ・受理不可となった場合、申請書類の受領日から5営業日以内に公社から通知します。申請期間内に再申請し、不備が解消されれば受理されます。
- ・交付申請期間の締切直前に申請し、受理不可となった場合、再申請ができなくなるおそれがありますので、十分注意してください。
- ・公社の電子申請システムに記録された時間を基準とします。
- ・お問い合わせについては、原則ホームページからのお問い合わせフォームをご利用いただくとともに、十分時間に余裕をもってお問い合わせください。



## 3-1. 申請の方法

### 【令和7年度実績報告提出期限】

- 提出期限⇒**令和12年9月30日 17:00 必着**
- ・公社の電子申請システムに記録された時間を基準とします。
- ・**最終提出期限後の実績報告の提出は認められません。**

(※運転開始後に実施いただく、**活用状況報告書の提出期限ではありません**のでご注意ください。)



## 3-1. 申請の方法

### ・助成事業の完了日

設置工事及び設備の試運転から系統連系まで完了、助成対象設備が支出義務額(全額)を支出完了(精算を含む)した日のいずれか遅い日とします。

### ・助成事業完了の遅延

やむを得ない事由により工事等が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに「事業遅延等報告書」を提出してください。



## 3-1. 申請の方法

### ・代金支払方法

助成事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月末までに現金払い(金融機関による振込)で行ってください。**クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認められません。**

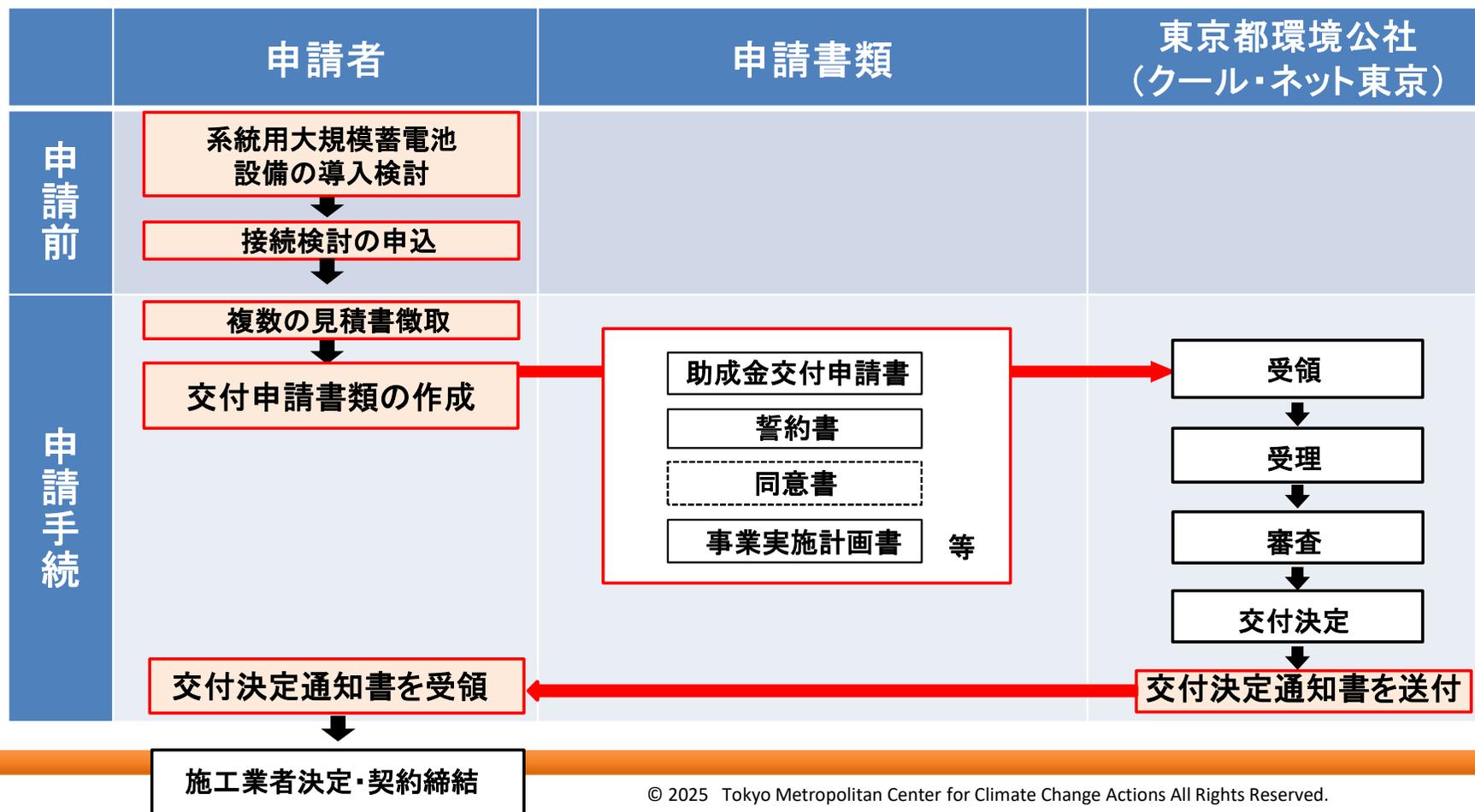
### ・申請方法

※電子申請フォームについては準備中につきお待ちください。



## 3-1. 申請の方法

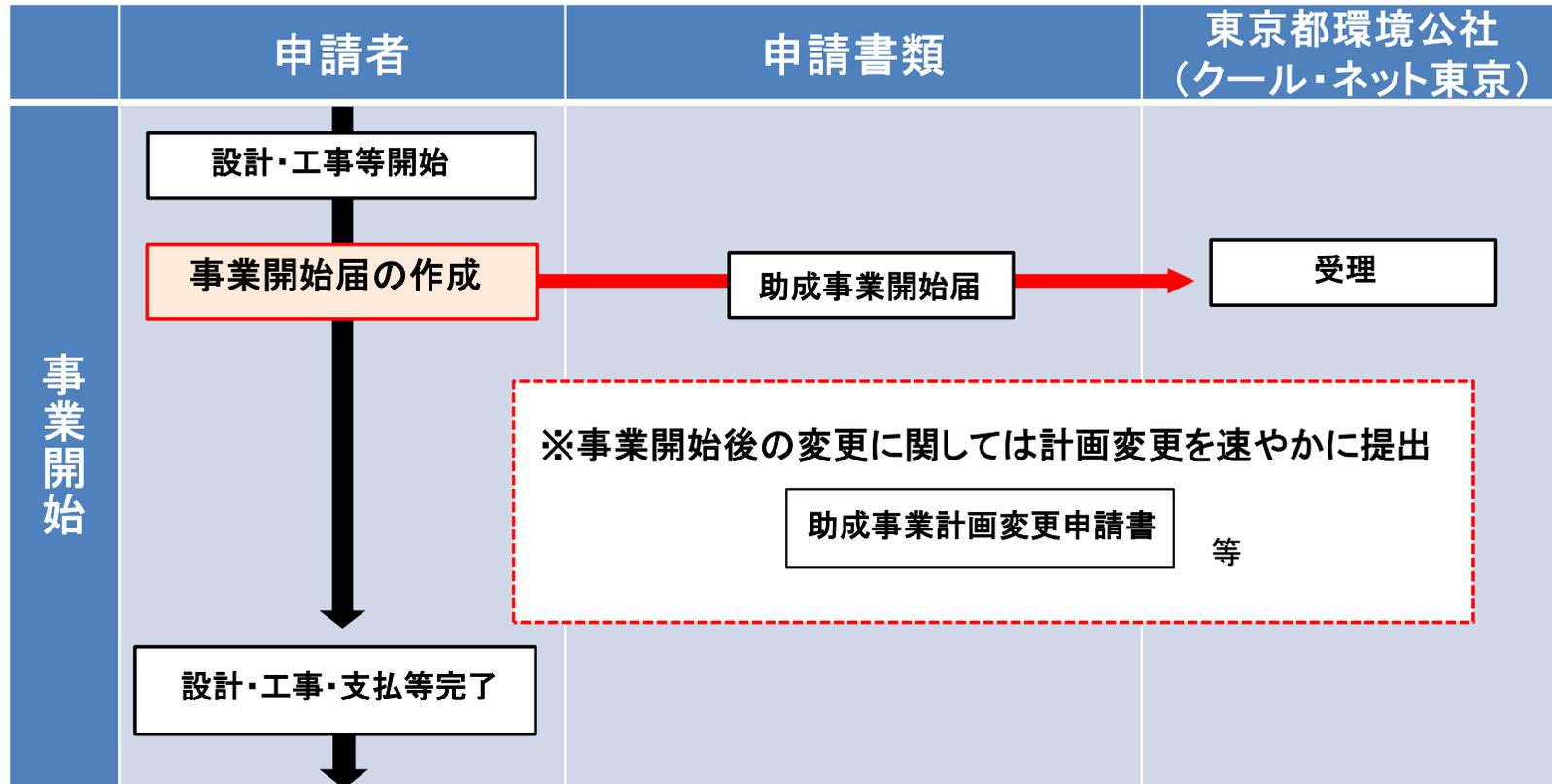
### 【申請フロー】 (1) 申請前～交付決定





## 3-1. 申請の方法

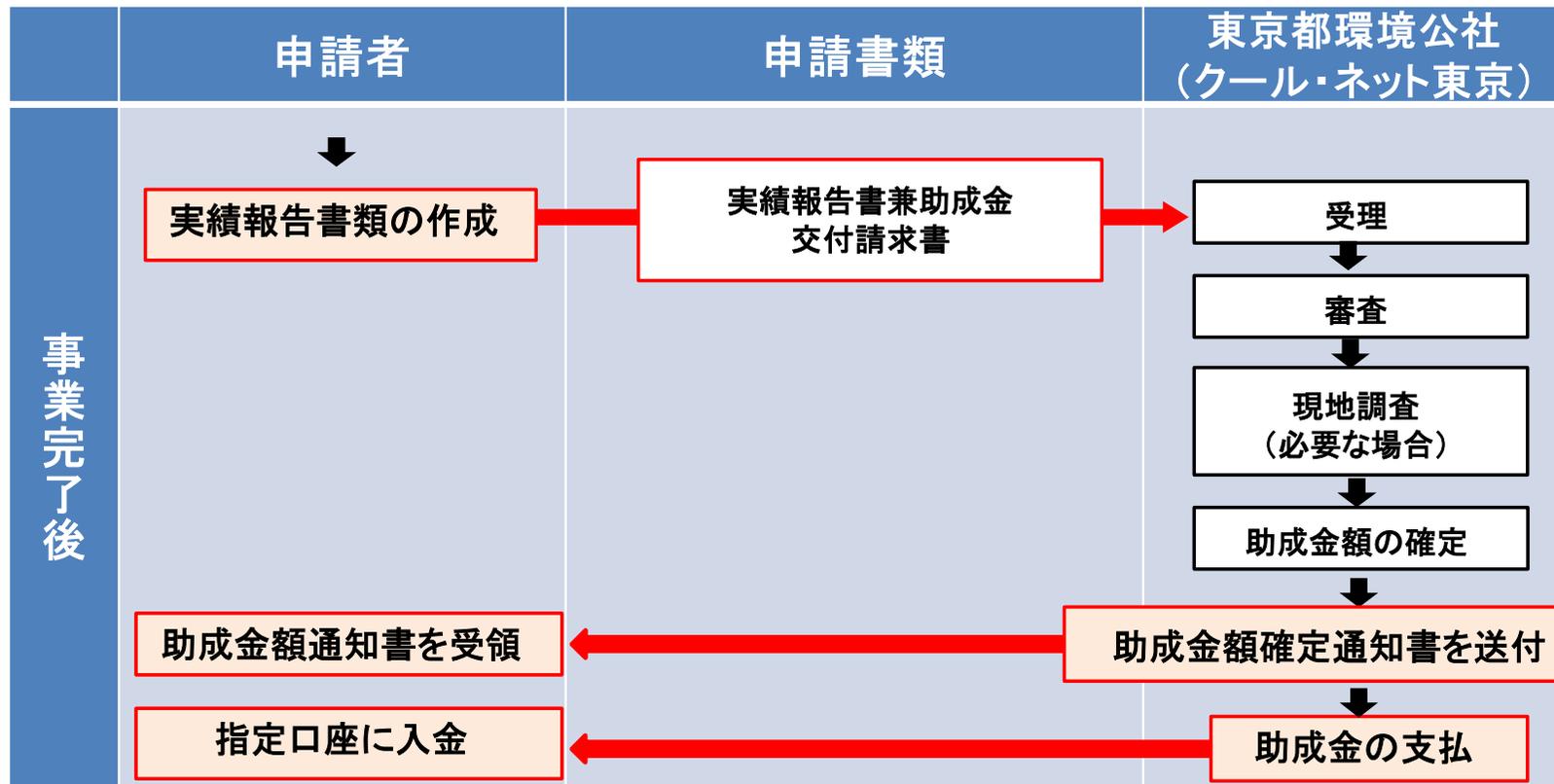
### (2) 事業開始～完了





## 3-1. 申請の方法

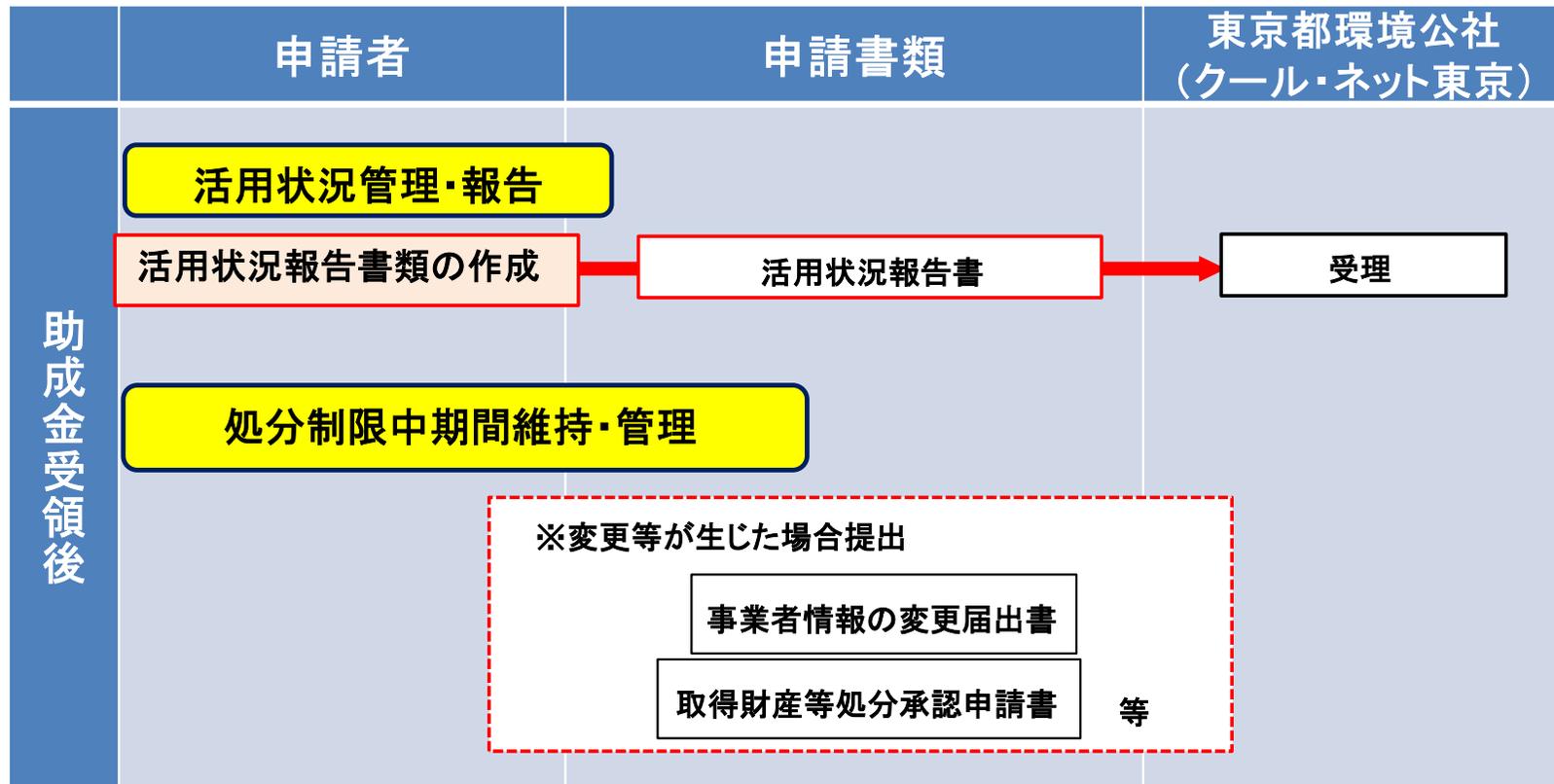
### (3) 完了報告～助成金の支払い





## 3-1. 申請の方法

### (4) 助成金受領後





## 3-2. 申請に関する補足

### 【手続代行者】

助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができます。手続代行者、申請者とも次に記す内容を理解したうえで手続きを行ってください。

(1) 助成対象事業者から依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者は、手引き2.2②に該当し、同手引き2.2③に該当しないものでなければなりません。

(2) 手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、助成対象事業者との連携を図り、事業が円滑に推進できるようにしてください。



## 3-2. 申請に関する補足

(3) 公社は原則として、申請書類等についての助成対象事業者への質問や修正依頼を  
手続代行者に連絡しますので、**手続代行者が窓口**となって対応してください。

(4) 交付決定通知書、助成金額確定通知書等公社からの通知文の送付は、助成対象事業  
者に対して行います。

※公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要  
綱並びに本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止  
を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、ご注意ください。



## 3-2. 申請に関する補足

### 【助成金額の確定】

・交付決定通知書に記載した交付決定額(変更された場合にあっては、変更された後の額)と、助成金の実績報告額の**いずれか低い額**とします。

・本助成金の額を確定した後、助成事業者に本助成金を支払うものとします。

※本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、手引き「3.10交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。



## 4. 審査について

### 【審査の流れ】

書類による要件及び事業内容等の審査を次の手順で実施します。

- ①手引き「2.1 助成対象事業」、「2.2 助成対象事業者」、「2.3 助成対象設備」及び「2.4 助成対象経費」に必要な書類が揃っているかを確認します。書類に不備、不足があるものは受理できません。提出期限までに不備、不足書類の提出がされない場合、審査対象とはなりません。また、公社からの不備修正依頼日の翌日から**30日又は公社が指定する期限いずれか早い日までに不備修正をしなければ申請を撤回したことになる**ます。
- ②助成金交付申請書類等の提出された書類の内容が、本助成金制度に適合しているか、要件審査を行います。
- ③要件審査後、要件に適合すると判断されたものは、外部有識者による審査委員会の採点結果を踏まえ、交付決定を行います。



## 4. 審査について

### ※注意事項

- ・審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。
- ・要件審査の結果は通知しませんのでご了承ください。
- ・審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係る経費及び提出に係る送料は、助成対象事業者にて負担してください。
- ・公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外いたします。



## 4. 審査について

- ・交付決定は予算の範囲内で行うため、要件等を満たしている場合であっても交付決定に至らない場合があります。
- ・交付決定件数は、電力系統側への定格出力規模に応じて以下の件数を採択予定とします。ただし、実際の交付決定件数は、申請件数の状況や採点審査の状況等を踏まえて異なる結果となる可能性があることに注意してください。  
高圧:6件 特別高圧:5件
- ・交付決定後に助成対象事業者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募制限等を行う場合があります。



## 4. 審査について

### 【要件審査】

助成対象事業ごとに、次の要件をひとつでも満たさない場合は、採点審査に進むことができません。

- ①助成事業の内容が、実施要綱、交付要綱の要件を満たしていること。
- ②助成対象事業者及び助成対象事業の内容が、「要件審査項目表」に記載する要件を満たしていること。
- ③助成対象事業者が事業を行うための事業基盤（直近3期分の財務状況を勘案）を有していること。



## 4. 審査について

### 【要件審査項目表①】

| 審査項目       | 小項目        | 評価基準   |
|------------|------------|--|
| 1. 助成対象事業者 | 助成対象事業者の要件 | 実施要綱及び交付要綱の要件に該当する者であること。  |
| 2. 助成対象設備  | 助成対象設備の要件  | 助成対象設備の規模・能力が要件を満たしていること。  |
|            |            | 採用予定の蓄電システムもしくは蓄電所が、JIS C 8715-2、JISC 4441、IEC62619、IEC 62933-5-2の認証、もしくは第三者機関によるJIS C 4441によるリスクアセスメント評価サービスを受けていること。 |



## 4. 審査について

### 【要件審査項目表②】

| 審査項目      | 小項目          | 評価基準  |
|-----------|--------------|---|
| 3. 助成対象経費 | (1) 価格の妥当性   | 助成対象経費の価格が妥当であり、助成対象外経費が含まれていないこと。                                |
|           | (2) 資金計画     | 総事業費について、資金調達計画に無理がないこと。(例: 自己資金での支出など)                           |
| 4. 助成事業計画 | (1) 公衆安全性の確保 | 消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置に加え、事故発生時の対応・体制の構築がされること。 |



## 4. 審査について

### 【要件審査項目表③】

| 審査項目      | 小項目                          | 評価基準   |
|-----------|------------------------------|--|
| 4. 助成事業計画 | (2) セキュリティ対策                 | 各種ガイドライン等に基づいた適切かつ十分なセキュリティ対策等が取られる見込みであること。   |
|           | (3) 事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項 | 助成対象事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項について対策が取られる見込みであること。<br>接続検討回答の連系時期が事業期間内であること。原則、助成対象事業者が接続検討申込を行うこと。 |



## 4. 審査について

### 【要件審査項目表④】

| 審査項目      | 小項目           | 評価基準   |
|-----------|---------------|--|
| 4. 助成事業計画 | (4) 設備の保守管理計画 | 定期的に適切な保守管理を行うとともに、異常発生時にも迅速に対応・復旧できる体制が確保できる見込みであること。 |
|           | (5) 事業実施体制    | 各社及び各担当の役割が明確であり、請負会社の選定方法が適切であること。                    |
|           | (6) スケジュール    | 事業スケジュールが物理的に無理なく、助成事業期間内に終了すること。                      |



## 4. 審査について

### 【要件審査項目表⑤】

| 審査項目      | 小項目     | 評価基準   |
|-----------|---------|--|
| 4. 助成事業計画 | (7) 事業性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・将来的に再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大を支えるべく、ビジネスモデルの収支構造が、根拠のある数値等をベースとしており、将来にわたってビジネスを継続できる見込みが示されている事業であること。</li><li>・実際に実行する体制は下記のいずれかであること。<ul style="list-style-type: none"><li>①助成対象事業者自身が国内の電力市場取引に経験を持つこと。</li><li>②助成対象事業者に国内の電力市場取引の経験が無い場合は、国内の市場取引に経験を持つ事業者を共同申請者とする事。</li></ul></li></ul> |



## 4. 審査について

### 【採点審査項目表①】

| 審査項目      | 小項目           | 評価基準  |
|-----------|---------------|---|
| 1. 導入計画評点 | 工期等スケジュールの妥当性 | 法的手続、事務処理期間、機器納期、工事物量、経理処理期間等、裏付けとなる証憑の有無及びスケジュールの合理性についての評価。 |
| 2. 助成対象設備 | (1) 活用電力率     | 活用電力率が合理的に計算され、かつ高いものをより評価。                                   |
|           | (2) 活用電力量率    | 活用電力量率が合理的に計算され、かつ高いものをより評価。                                  |



## 4. 審査について

### 【採点審査項目表②】

| 審査項目      | 小項目            | 評価基準  |
|-----------|----------------|---|
| 3. 事業性等評点 | (1) ビジネスモデルの構造 | <p>助成対象事業の目的に沿った電力取引市場等への供出等を行うビジネスモデルの構造について、以下の項目等を考慮し評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・容量市場、需給調整市場、卸電力市場等を通じ、再エネ導入拡大に資する電力価値を提供する、合理的なビジネスモデルとなっているか。</li><li>・将来的にも再エネ導入を支えるべく、ビジネスモデルの収支構造が、根拠のある数値等をベースとしており、将来にわたってビジネスを継続できる内容となっているか。</li></ul> <p>※試験的に取り組む事業者も想定されることから、収支の良し悪しを評価するのではなく、その試算の根拠が明確になっていて、合理的な内容になっているかどうかを評価する。</p> |



## 4. 審査について

### 【採点審査項目表④】

| 審査項目      | 小項目            | 評価基準  |
|-----------|----------------|---|
| 3. 事業性等評点 | (2)ビジネスモデルの実現性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業の目的に沿った電力取引市場等への供出等を行うビジネスモデルについて、次の項目等を考慮し評価する。</li><li>・助成対象事業者自身の組織も含め、実際に事業の継続を可能とするための体制が適切にとられているか。</li><li>・助成対象事業の運営に係る資金計画を適切に策定できているか。</li></ul> |



## 4. 審査について

### 【採点審査項目表⑤】

| 審査項目   | 小項目                | 評価基準  |
|--------|--------------------|---|
| 4. その他 | (1) 廃棄物処理法上の広域認定取得 | 採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において蓄電池関連製品での認定を取得しているか。  |
|        | (2) レジリエンス         | <ul style="list-style-type: none"><li>・蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制が整えられている。</li><li>・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池モジュール等）を迅速に供給できる拠点が整えられている。</li></ul> |



## 4. 審査について

### 【採点審査項目表⑥】

| 審査項目   | 小項目           | 評価基準  |
|--------|---------------|---|
| 4. その他 | (3)新規事業者の参入促進 | システム用蓄電システムを活用したビジネスへの新規事業者の参入を促すため、過去本事業及び都の類似事業で交付決定を受けていない事業者の場合は加点する。<br>※ただし、既に過去共同申請者、主たる出資者等で交付決定を受けている場合においては加点の対象外とする。 |
|        | (4)地域性        | ・助成対象設備の設置場所が東京都内である場合には加点する。<br>・システムの混雑緩和に特に寄与する場合には加点する。   |



## 4. 審査について

### 【採点審査項目表⑦】

| 審査項目   | 小項目            | 評価基準                                    |
|--------|----------------|---|
| 4. その他 | (5)国内・都内産業の活性化 | 国内・都内の産業活性化に寄与する場合は加点する。                |
|        | (6)複数申請        | 1社が複数申請した場合は、採点の結果2番目以降の案件については調整を実施する。 |



## 4. 審査について

### 【採点審査項目表⑧】

| 審査項目   | 小項目        | 評価基準                                     |
|--------|------------|--|
| 4. その他 | (7)長時間容量対応 | 最大受電電力にて充電又は放電を6時間以上連続運転できる設備である場合は加点する。 |
|        | (8)その他     | 特筆すべき事項がある場合は加点する。                       |



## 4. 審査について

### ※注意事項

次の場合は交付決定されませんので、十分注意してください。

- ・事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない場合又は見込みが示されていない場合。
- ・事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合。
- ・設置する設備の性能が実証されていない場合（技術が開発段階である場合、又は実証試験中の場合等）。
- ・一般送配電事業者との個別協議の進捗及び協議内容に問題があると見込まれる場合。



## 4. 審査について

- ・セキュリティ対策等が適切かつ十分であると認められない場合。
- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合。
- ・不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限を超過した場合。

※不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限(通告日の翌日から起算して**30日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日**)を超過した場合は、申請を撤回したものとみなしますので、十分注意してください。



## 5. 令和6年度事業からの主な変更点

|        | 令和7年度事業   | 令和6年度事業                    |
|--------|---|----------------------------|
| 交付申請期間 | 交付申請期間<br>令和7年9月1日～9月30日                                | 交付申請期間<br>令和6年10月1日～10月31日 |
| 採点審査項目 | 長時間容量対応<br>最大受電電力にて充電又は放電を6時間以上<br>連続運転できる設備である場合は加点する。 | 設定なし                       |



## 6. 質問について

質問1. 共同申請者の定義、共同申請が必要な条件は何ですか。

回答1. 以下のような条件の場合は、共同申請が必要となります。

- ①助成対象設備の所有者と使用者が異なる場合
- ②助成対象事業者自身に電力市場取引の経験が無い場合

①原則として設備所有者＝助成対象事業者、設備使用者※＝共同申請者です。

※ 設備使用者は各種電力市場での取引等を主体で行う能力がある事業者(アグリゲーター等)をいう。

②の場合、アグリゲーター等市場取引の経験を十分に有する事業者を共同申請者としてください。なお、出資のみや施工及び設備の保守管理では共同申請者とはなりません。共同申請者の変更は交付申請後は認められませんので、判断に迷う場合は事前に公社まで相談してください。



## 6. 質問について

質問2. 非常時に蓄電池からの電力の一部を、近隣施設や地域に供給する機能を加えてもいいですか？

回答2. 本助成事業は系統への充放電のみ認めており、特定の範囲や特定の施設のみへの供出は認められません。助成対象外用途を一部でも含むと全て助成対象外と判断いたします。例外として、本事業を利用する蓄電所に防災用コンセントを設置し系統停電時等に活用することは認められます。

質問3. 接続検討申込は誰が行ってもいいですか。SPCの場合申込時点では設立されていません。親会社が接続検討申込を行い、その回答を提出しても問題はありませんか。

回答3. 原則、助成対象事業者が接続検討申込を行ってください。SPC等により設立が間に合わない場合に限り、共同申請者や主たる出資者等が接続検討申込をその行い回答を提出することは認められます。施工者や土地所有者等の第三者の名義の回答書では認められません。ただし、発電量調整供給に関する契約上の地位の移転等により発電量調整供給兼基本契約申込の締結を助成対象事業者が行っている場合は認められます。



## 6. 質問について

質問4. 一般送配電事業者からの接続検討回答時には実績報告期限までの系統連系完了が見込まれていましたが、系統連系契約や連系工事に際して、期限までの連系完了が困難な状況になりました。一般送配電事業者や他の系統連系希望事業者に起因する事由であれば、実績報告の遅延は認められますか。

回答4. 自然災害や世界情勢が原因である遅延以外は、認められません。  
期限内の実績報告ができない場合、交付決定取消になる可能性があることをご了承いただいた上で、十分余裕を持った事業計画のもと、助成対象事業者の責任において申請を行ってください。なお、交付決定を受けたあとに前述の理由によって事業を取り止めた場合は、次回以降の応募制限等を行う場合があります。



## 6. 質問について

### 申込時の事前質問

質問1. リチウムイオン電池対類焼性証明書について、UL9540Aでもよいか。

回答1. 問題ございません。レポートをご提出ください。



## 6. 質問について

### 説明会時の質疑回答

質問1. 助成対象設備の一部が開発中の場合、当該設備・機器を助成対象として申請してもよいか？

回答1. 認めておりません。助成対象設備については、システム全体として製品化されているものを申請してください。

質問2. 新規事業者の参入促進という採点審査項目があるが、共同申請者が過去に採択された事業者である場合はどうなるのか

回答2. 過去に共同申請者として、交付決定されている場合は加点対象にはなりません。



## 6. 質問について

### 説明会時の質疑回答

質問3. 電力市場の取引経験についてはどのように審査をするのか？

回答3. 申請内容を基に十分な取引経験を有しているか審査いたします。

質問4. 採点審査項目の長時間容量対応について、6時間以上の判断条件は、蓄電池システム出荷時の定格容量という認識でいいのか？

回答4. そのとおりです。



## 6. 質問について

### 説明会時の質疑回答

質問5. 系統連系の名義について、共同申請者名義でも問題ないか？

回答5. SPCが助成対象事業者の場合であって、法人設立等が間に合わない場合は、共同申請者が接続検討申込を行い、その回答を提出することを認めています。

質問6. SPC以外の場合、系統連系の名義は助成対象事業者である必要があるか？

回答6. 契約上の地位移転等により、交付申請時までに助成対象事業者に名義が移転されていることが確認できる場合は、第三者名義の回答書でも認められます。



## 6. 質問について

### 説明会時の質疑回答

質問7. 共同申請者の例として、アグリゲーター等とあるが、資金管理をしているアセットマネージャーなども共同申請者として該当するのか？

回答7. 市場運用能力を有していれば共同申請者としてなり得ますが、なければ共同申請者にはなりません。

質問8. アグリゲーターは、参入する電力市場の取引経験がないといけないのか？

回答8. そのとおりです。



## 6. 質問について

### 説明会時の質疑回答

質問9. 地元への説明会等の実施について、具体的な内容や実施する範囲はあるのか？

回答9. 近隣住民や施設、地権者等で設備を設置する上での関係者から理解が得られていることがわかる議事録等の資料が必要です。説明会の対象は、近隣住民、企業、地権者等となりますが、実施範囲は事業者判断となります。

質問10. 複数見積りは必須なのか。

回答10. 特別な技術を要する案件や特許制度にかかる案件などを除き、交付申請時までに必須となります。



## 6. 質問について

### 説明会時の質疑回答

質問11. 要件の一つである再エネ拡大に寄与とはどういうことか。

回答11. 一般的に再エネ発電設備は出力変動が大きく、系統への接続が増加すると電力の安定供給に課題が生じるとされており、将来的には東京電力エリア内でも再エネ電源への出力抑制が増大する懸念もある中、系統用蓄電池による調整力拠出が電力供給安定化に寄与することが、再エネ導入拡大への寄与とお考えください。

質問12. 電池を自社製造する場合は、その原価が補助対象となり、その自社製品の販売価格に含まれるマージン分は補助対象に含まれないという理解でよろしいでしょうか？

回答12. そのとおりです。助成対象経費は原価にてご申請ください。



## 6. 質問について

### 説明会時の質疑回答

質問13. 今回の助成金は、優先配布もしくは優先採択はあるのでしょうか？

回答13. ございません。

質問14. 処分制限期間中に共同申請者は変えることができるのか？

回答14. 原則認めておりませんが、倒産などのやむを得ない場合に限り、認める場合もございます。

質問15. 複数見積もりについて、発注先のEPC事業者が複数徴取すればよいのか？

回答15. 助成対象事業者が複数のEPC事業者から見積書を徴取してください。



## 6. 質問について

### 説明会時の質疑回答

質問16. 金融機関等から融資を受ける場合、どのような書類が必要なのか

回答16. 金融機関等から発行された意向表明書等をご提出ください。

質問17. 本事業の助成金の交付を前提として、金融機関等からの融資を計画してもいいのか？

回答17. 助成対象事業者の返済能力なども含めて審査いたしますので、資金調達の内容についての指定はございません。

質問18. 地元調整等の状況説明について、説明会を必ず行う必要があるのか？

回答18. 説明会の実施は一例としておりますので、理解を得られているということがわかれば実施方法は問いません。



## 6. 質問について

### 説明会時の質疑回答

質問19. 蓄電池直下の基礎や杭も助成対象経費となるのか？

回答19. 設計上必須ということであれば、助成対象経費としてご申請ください。

質問20. 電池が自社製造の場合でも相見積が必要か？

回答20. 必要となります。

質問21. 書類の保管については、PDFなどの電子的な形でも認められるでしょうか？

回答21. 保管方法について指定はございません。



## 6. 質問について

### 説明会時の質疑回答

質問22. 電力系統からの引き込みが同一場所で、合算1MWを超えるでも良いとのことですが、「同一場所」というのはどういうことでしょうか？

回答22. 同一の連系地点です。



## 7. お問い合わせについて

### 【お問い合わせ】

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

事業支援チーム

・ホームページからのお問い合わせ

<https://cnt-tokyo-co2down2.form.kintoneapp.com/public/grid2-connect>



クール・ネット東京